

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第5条ただし書の規定により、住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託について確認を受けたく、下記のとおり申請します。なお、当該供託をした後の住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況については、別紙のとおりです。

ファクシミリ番号

記

(1) 金銭の供託

供 託 所 名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)イ

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)口

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ハ

(4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

イ+ロ+ハ＝

3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額

4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)ニ

(2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ホ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額

				(計)へ

(4) 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ニ + ホ + ヘ =

注 2(2)及び4(2)の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

(第二号様式別紙)

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について

1 基準日 年 月 日

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前1年間に引き渡した建設新築住宅について

(1) 建設新築住宅(その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅又は令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。)の戸数

イ

(2) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅(令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。)の戸数

ロ

②法第3条第3項の算定特例適用後の戸数(ロ×0.5)

ハ

(3) ①令第3条第1項に規定する建設新築住宅(その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅を除く。)の戸数

ニ

②令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
合計戸数	ニ	ホ

(4) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅であって、かつ、令第3条第1項に規定する建設新築住宅であるものの戸数

ヘ

②法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
合計戸数	へ	ト

(5) 住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

イ+ハ+ホ+ト=チ

2—2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

リ

2—3 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

2—4 金銭の供託

供 託 所 名	供託年月日	供 託 番 号	供 託 金 額
			(計)ヌ

2—5 有価証券(振替国債を除く。)の供託

供託所名	供 託 年月日	供託 番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ル

2—6 振替国債の供託

供 託 所 名	供託年月日	供託番号	銘 柄	供託価額
				(計)ヲ

2—7 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ヌ＋ル＋ヲ＝

3 1の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
	合計戸数

4 1の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数

注1 「建設新築住宅」とは、法第3条第2項に規定する建設新築住宅をいう。

注2 「建設瑕疵負担割合」とは、令第3条第1項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。

注3 2—1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。

注4 2—2の合計戸数は、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。

注5 2—5の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

注6 3の「保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅」は「保険証券又はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を発注者に提供した新築住宅」を含む。